平成２２年（フ）第２２７号
広島県呉市警固屋１丁目８番43号
債務者　蝉谷　佳典
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２２８号
広島県呉市警固屋１丁目８番43号
債務者　蝉谷　惠子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２３１号
広島県呉市海岸１丁目８番３―307号
債務者　白崎　　航
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２３４８号
福岡市中央区清川３丁目25番14―801号
債務者　橋本　明奈
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４５０号
福岡市西区周船寺３丁目10番18―605号
債務者　上野　明美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６０９号
福岡県大野城市瓦田３丁目13番20号　ペルセネージュⅡ102号
債務者　古賀　美奈
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７３１号
福岡市西区拾六町１丁目５番26―503号
債務者　大熊　敏幸
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７８４号
福岡市博多区祇園町４番６号
債務者　味楽園こと　松岡　英貴
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８９３号
福岡市南区老司５丁目27番20号
債務者　村田　　明
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３５号
福岡市南区西長住１丁目12番35号
債務者　松本　妙子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９７９号
佐賀県鹿島市大字三河内甲1873番地、申立時の住所福岡県宗像市田久３丁目１番２号
債務者　中島　憲一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２２号
福岡市中央区黒門５番23―702号
債務者　山岡　政代
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０４３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北２丁目16番２号
債務者　柴田　隆行
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０６６号
福岡県大野城市下大利３丁目10番24号　ハミング下大利102号
債務者　平田　裕貴
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０８３号
福岡市南区弥永２丁目16番20―102号
債務者　村瀬摩佐子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１１３号
福岡市南区向新町２丁目８番32―101号
債務者　石鉢　明美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１２８号
福岡市東区香椎４丁目１番41号
債務者　原田　信子（旧姓今田）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１４９号
福岡県宗像市大井908番地１
債務者　櫻井　聖子（旧姓松野）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部